

東京高等裁判所 第12刑事部 御中

天竜林業高校調査書改ざん収賄えん罪事件

再審開始を求める要請署名

2008(平成20)年7月、静岡県教育委員会は県立天竜林業高校(現在は再編整備されて天竜高校)の当時の校長であった北川さんが教諭4名に大学入試調査書の成績改ざんを指示したとして北川さんを静岡県警に刑事告発しました。県警は同年8月22日、北川さんを虚偽有印公文書作成容疑で逮捕しました。さらに、北川さんは調査書が改ざんされた生徒の祖父、中谷良作・元天竜市長から現金20万円を受け取ったとされて加重収賄容疑で、同年9月24日再逮捕されました。賄賂を贈ったとされた中谷・元市長は同年10月、略式起訴、罰金70万円の有罪判決を受けました。さらにまた、北川さんは別のもう1人の生徒の調査書成績改ざんも指示したとされ、虚偽有印公文書作成・行使で、同年12月2日に追起訴されました。

北川さんは345日にわたって身柄拘束を受けながら、調査書成績改ざんの指示、収賄ともに一貫して否認を続けましたが、2010(平成22)年12月、最高裁判所は上告を棄却し、[懲役2年6月 執行猶予4年 追徴金20万円]の有罪が確定してしまいました。

生徒2名の調査書の成績改ざんは北川さんの指示によるものでなく、収賄の事実もありません。

中谷良作氏は再審請求審の法廷において、以前「北川に頼んで、金を渡した」というのは、警察の取調べで言わされたものであり、北川さんに対しては「万死に値する虚偽証言をしてしまった」と悔いています。「真実一路」を信念にしてきた元市長の、悔やみきれない告白でした。

この真偽に対し、奈良女子大学名誉教授の浜田寿美男氏(供述心理学)が、調書や捜査報告書を丹念に調べ鑑定書を提出していましたが、静岡地裁浜松支部はこれを一顧だにしませんでした。それも鑑定書に対し、「そもそも供述の信用性は、裁判官の自由な判断に委ねられるべき領域である」と、科学的知見によることなく、2016(平成28)年10月24日付で請求棄却の判断を行いました。誤った判断を正す責任は裁判所にあります。北川好伸さんは10月28日に即時抗告申し立てを行いました。

裁判所に対し以下の点を要請します。

【要請事項】

- 1 静岡地裁浜松支部の決定を取り消し、再審開始決定をおこなうこと
- 2 検察および警察の手持ち証拠の、全面開示を命ずること

氏名	住所

※署名は、「ひとり一筆、本人直筆」にてお願いいたします。

【とりまとめ先】

2016/11

〒478-0054

愛知県知多市つつじが丘3-8-17

北川好伸さんを支える愛知の会

事務局長 古田 明